

品川区健康診査実施要綱

制定	平成20年4月1日	要綱第70号
改正	平成21年3月10日	要綱第45号
改正	平成21年6月1日	要綱第336号
改正	平成27年3月3日	要綱第91号
改正	平成30年3月20日	要綱第57号
改正	平成31年3月26日	要綱第66号
改正	令和5年3月16日	要綱第40号

(目的)

第1条 品川区健康診査（以下「健診」という。）は、健康増進法に基づき品川区生活保護受給者などの医療保険未加入者に対し、生活習慣病予防対策の一環として、生活習慣病（がんを除く）の早期発見・早期対応の取組を一体的に図るとともに、生活習慣の見直しや正しい健康管理に関する知識の普及によって、壮年期からの健康について認識と自覚の高揚を図ることを目的とする。

(健診の種類)

第2条 健診の種類は、「基本検査」、「詳細検査」および「訪問診査」とする。

(健診対象者)

第3条 健診の対象者は、40歳以上であって、区生活保護受給者および生活保護に準ずる者、その他区内在住の医療保険未加入者とする。

- 2 詳細検査の対象者は詳細検査項目の実施を医師が必要であると認められた者とする。
- 3 訪問診査の対象は、在宅の寝たきり者等とする。
- 4 180日以上医療機関等に入院している者を除く

(実施機関)

第4条 健診は、地区医師会に委託して実施するものとする。

- 2 地区医師会は、同会に加入している病院または、診療所のうちから実施機関を指定するものとする。

(実施期間)

第5条 健診は、区の指定期間内に実施し、実施機関にあつては診療日の診療時間内とする。

(受診回数)

第6条 健診の受診回数は、同一人につき年1回とする。

(費用)

第7条 健診に要する費用は、全額区の負担とする。

(診査内容)

第8条 診査の内容および判定は、次のとおりとする。

(1) 診査項目

基本検査

- ア 問診
- イ 身体計測（身長・体重・BMI、必要に応じ腹囲）
- ウ 理学的検査
- エ 血圧測定
- オ 尿定性検査（蛋白、糖、潜血）
- カ 血液検査（中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール、GOT、GPT、 γ -GTP、血糖、ヘモグロビンA1c、白血球、血小板、尿酸）

詳細検査

- ア 貧血検査（血色素、ヘマトクリット、赤血球）
- イ 心電図検査
- ウ 眼底検査
- エ 血清クレアチニン検査

(2) 判定

判定にあたっては、基本検査および詳細検査の計測値およびその他問診などを参考に総合的に判断し、次の区分により判定するものとする。

総合判定

- ア 異常認めず
- イ 要観察
- ウ 要医療
- エ 治療中

(3) 訪問診査

訪問診査の診査内容および判定は、前項の診査内容および判定に準じるものとする。

(周知)

第9条 健診実施の周知を図るため、健診対象者に対して個別通知するものとする。

(受診方法)

第10条 受診の希望者は、区から送付された受診券を実施機関に提示して受診するものとする。ただし、在宅の寝たきり者等で訪問診査の受診の希望者は、区または医師会へ申請のうえ、医師および看護師、または医師の派遣を受けるものとする。

(健診後の措置)

第11条 実施機関は、診査結果について受診者に速やかに通知し、必要な指導を行うものとする。

2 地区医師会の指定する実施機関は、診査結果について地区医師会に報告をし、地区医師会が実施機関からの報告をとりまとめ、区に報告するものとする。

(請求手続)

第12条 地区医師会は、請求書に必要書類を添えて区に請求するものとする。

(委任)

第13条 この要綱の施行について必要な事項は、健康推進部長が別に定めるものとする。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成21年6月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から適用する。